

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領 (住宅政策マスタープラン策定業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、都市整備部建築住宅課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者 1 社及び次点者 1 社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者、費用の見積額が予算額をオーバーしている者は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者 3 名以内、準備・片付け各 5 分間、20 分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を 15 分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容及びプレゼンターに関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の高い上位 2 事業者を選考する。
- (5) 選考委員会において、上位 2 事業者について協議を行い、無記名の選考投票により、過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。過半数に満たなかった事業者は次点者とする。

4 選考評価基準

評価項目	配点
1 提案書の作り方（情報処理・資料作成能力） <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解しやすい表現 ・ 簡潔・平明な文章 ・ 情報やデータの使い方、分析・処理の仕方 ・ 矛盾や飛躍がなく説得力のある論理構成 	20 点
2 提案の内容（提案力・コンサルティング能力） <ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼者の考え方、条件、要望に沿った提案内容 ・ 採用したいと思わせる独創的・画期的な提案 ・ 的確な長岡市の特性把握や課題認識 ・ 合理的な作業手順やスケジュール ・ 実効性のある計画にするための方策 ・ 総合計画等との整合手法 ・ 住生活基本法や住生活基本計画についての考え方、手法 	50 点
3 説明の仕方（伝達・コミュニケーション能力） <ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧で聞き取りやすい話し方 ・ 要領を得た説明 	10 点
4 その他（的確性など） <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似業務の実績 ・ 提案を実行できる体制 ・ 見積金額の妥当性 	20 点
総合評価（得点の合計）	100 点